

るに、坑長は坑主不在を理由に之を拒絶したる爲勞費の關係一時險悪化したが、直方市藤原卯之吉氏、門寺延次氏等調停に起ちたると、一方翌〳〳二十七日に至り坑主も歸り來つたので、同日炭坑〳〳事務所に於て双方會見接衝の結果漸やく次の條件を以つて解決したのである。

解決條件

- 一、切符制度を撤廢し勞働賃金は従前通毎週水、土二回現金を支給す、但し本人の申出に依りては其日の採働高の八分迄物品證明をなす
- 二、勞働賃金を採炭夫一函（約半屯）に付切賃十五錢値上、掘進夫は跡間賃金一割値上、出炭一函に付五錢値上をなす。
- 三、配給所の物品を廉價販賣し贈賄品其他必要なる物品を取

揃へること

- 四、飲料水の供給設備は漸次擴充す
  - 五、抗木は充分に支給す
  - 六、本件に付ては絕對犠牲者を出さず
  - 七、健康保険は漸次加入する
- 以上